

助成年度：平成 11 年度

[所属] 東京農工大学 農学部
[役職] 教授
[氏名] 鬼頭 秀一 (他計 2 名)

[課題]

日本における「自然の権利」運動の理念的・社会学的研究

－日本型環境理念の明示的再構築を目指して－

[内容]

「自然の権利」運動は、「自然の権利」を標榜した訴訟を起こすという法的手段を通じた自然保護運動である。その運動は、法的には、当事者適格（原告適格）の範囲を拡大することを狙っている。直接の当事者適格（原告適格）のない個人や団体に対して、その自然物の後見人（代弁者）として資格を与え、その範囲を拡大しようとするのが自然の権利訴訟という考え方である。自然の権利訴訟 1970 年代にアメリカのストーンによって提起され、アメリカにおいては認められつつある。日本でも 1995 年以降、奄美大島（アマミノクロウサギ等）、茨城県霞ヶ浦（オオヒシクイ）、長崎県有明海諫早湾（諫早湾の干潟と泉水海、ムツゴロウ等）をはじめとして、動植物などの自然物を原告にした訴訟が提訴されている。現在ではさまざまな形で自然の権利訴訟が展開している。

本研究では、社会学的な実証的な調査に基づき、環境倫理学などの理念的な研究を併せて、日本の「自然の権利」運動は、アメリカの「自然の権利」運動とどのような関係があるのかを明らかにした。そのことにより、あいまいで、明確な倫理的な構造を持たないと言われていた日本人の自然観や、日本型の環境理念、さらには、非西洋諸国全体にわたる環境理念のあり方を明示的に提示した。

日本における「自然の権利」運動における、「自然の権利」の概念は、自然そのものの権利というより、「自然とのかかわり」の権利として捉えられたことが明らかになった。

また、環境正義 (environmental justice) と自然の権利運動の関係性についても明らかにした。さらには、近代的所有の見直しという、所有論の観点から検討を行い、所有論は環境問題に広範に存在する問題領域であり、環境倫理学の根本を問う問題であることが明らかにされた。

「よそ者」論という視点から問題を整理した。

そのことにより、自然の権利運動は、「自然とのかかわり」の権利という一つの統一的な概念の中に、多様な「自然とのかかわり」のあり方を含意し、豊かな概念として、広範に適用可能な環境理念として今後通用し、広がっていく可能性をはらんでいることが示された。